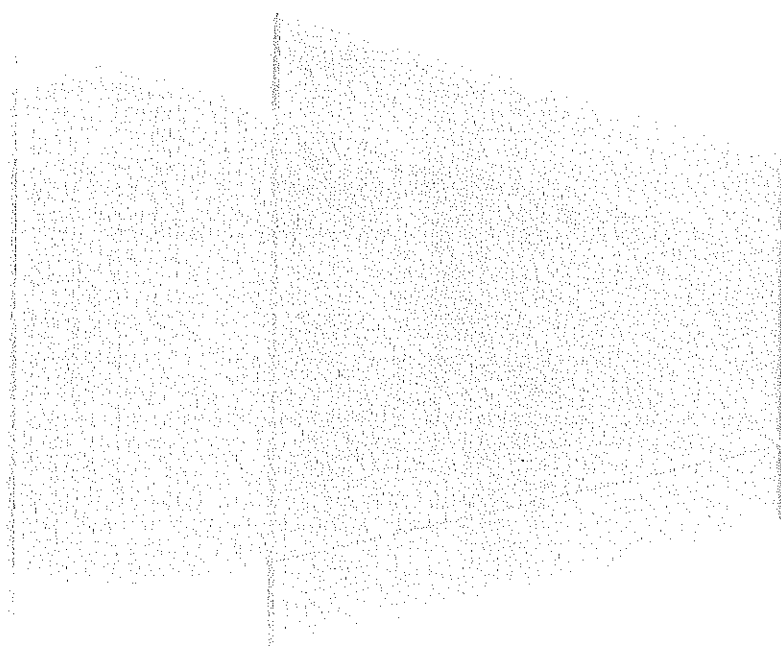


一般財団法人大阪睡眠預金等活用団体

任意提出書類



目次

1. 意見シート対応表
2. 公益財団法人関西・大阪 21 世紀協会関係書類（委託業務執行者の技術的能力などの資料を含む）
3. 評価指針策定等委員会委員就任予定者の就任承諾書
4. 平成 30 年度第 1 回評議員会（平成 30 年 9 月 28 日開催）配布資料
第 2 号議案 会針監査人の選任の件
5. 契約および業務委託規程
6. 個人情報保護規程

意見シート対応表

①業務実施計画が、基本方針を踏まえ、休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標や基本原則等に適合していること。	業務実施計画の 12。「基本方針に示された基本原則」との関係（15 頁から 22 頁）をご参照ください。
②業務実施計画において、民間公益活動促進業務を適確に実施できる組織運営体制等が整備できる見通しが示されていること。	業務実施計画の 10。「組織運営の基本的考え方」（15 頁から 17 頁）をご参照ください。指定されそうな申請書ではなく、指定された後しっかり業務を行うにはどうすべきかという観点（＝現実性と段階的発展）から立案しています。
③業務実施計画が、民間公益活動促進業務ごとに適確に実施できるものであると認められること	業務実施計画のハ「基本方針に示された指定活用団体の業務ごとの目標、業務の実施内容、実施体制、実施計画」（40 頁から最後までをご覧ください。業務一つ一つに裏付けとなる予算を対応させ、確実に実施できるようにしております。）
④助成に係る業務を行う部署とは別に、社会の諸課題ごとに現地調査を含む継続的な進捗管理や助言・協力・支援及び成果評価の点検・検証等の機能を適切に発揮できる体制とすること。	現実的に段階的に進めて、中期計画の第 4 ステージで左記の体制に到達する予定にしております。第 4 ステージの組織図（37 頁）をご確認ください。
④評議員会は、経済界、金融界や労働界、学識経験者、マスコミ、ソーシャルセクター（公益活動に係る分野）等の幅広い分野から人	最も力を入れたところで、指定に伴う定款変更で、政界（休眠預金議員連盟）経済界、金融界、労働界、マスコミに「総理大臣の指定

<p>材登用を図り、構成の多様化を図ることが望ましい。</p>	<p>という権威」に基づき、それぞれを代表する人を評議員として、推奨していただく形を取っております。そのほかに北は北海道、南は九州、さらに、複雑な非営利会計の法人格別の会計研究者、公認会計士、障害者などに評議員となって頂いており、文字通り、「オールジャパン」の評議員構成を予定しています。</p>
<p>⑤理事会は迅速な意思決定を図る観点から、理事の総数は必要最小限にとどめることが望ましい。（参考：一般財団法人を設置する場合、理事の人数の下限は3人）</p>	<p>理事は3人のままにしております。これは理事長の他、学校法人の理事長、認定NPO法人の理事長で、利益相反の関係で二名以上が抜ける可能性が事実上ないから、可能となっております。</p>
<p>準備行為実施計画の内容が適確に実施できるものとなっているか</p>	<p>理事長が実際に組織を動かすことを前提に、文化的な摩擦がもっと少なく、最も効率的な人数と人員配置となっております。</p>
<p>貸借対照表、収支予算書等による財務状態を踏まえ、今後の財務の見通しが適切であること。</p>	<p>資金ベースの予算の特質を加味しながら、今後の見通しを立てています。公益法人を申請し、大切な運用益については非課税の取り扱いを目指しています。</p> <p>業務実施計画の38頁から74頁にわたり今後の収支の見通しについて詳細に検討しています。</p>
<p>法人の財産の管理、運用について理事、監事が適切に関与する体制を整備すること。</p>	<p>権限規程（法人全体）に財産の管理の諸事項についての業務の検討・意思決定過程を規定済み。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長について <p>経理規程（経理の統括）第7条「法人の経理に関する統括は、理事長が行う。」と規定済み。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監事について <p>監事監査規程に第24条（法人財産の調査）の他、監事が理事会出席やその他の監査手続により適切に関与できるよう規定しています。</p>

<p>経理を適正に行うための十分な人員及び体制を確保する見込みがあること。</p>	<p>理事長が公益法人会計基準に精通している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経理業務の統括が可能な人材を確保済み ・会計システムをはじめとする業務システムを整備予定である。 ・監事（公認会計士）及び会計監査人（公益法人監査に精通）による指導体制を確保している。 ・総務部長は学校法人会計の実務を長く行っている人を配置した。 ・評議員には、財務会計、管理会計はもちろんのこと各種の非営利法人会計に詳しい学者・公認会計士を配置して、いつでも相談してもらえる体制を作り上げています。 ・監督するときには、相手側の法人格がバラバラであり、会計上の問題が、この制度のカギだと考えています。
<p>①民間公益活動やソーシャル・イノベーションに関する十分な知識を有するほか、助成を行った実績を有するなど、民間公益活動促進業務を適確に実施するために足る知識・技術を有する役職員を置くとともに、必要に応じ外部の専門家等を活用すること</p>	<p>事務総長を兼務する理事長がこの分野のあらゆる実績を有しています。→出口正之の履歴書の後の【別紙】をご参照。</p> <p>ガバナンスの学校法人関西大学、ソーシャルの事業展開の大阪 NPO センター、（業務委託にはあるが）準公益である 1970 年万博の剰余金を元手に助成活動の実績が 30 年以上ある関西大阪 21 世紀協会が三本の矢として業務の執行を行う（任意支出書類をごらんください）。</p> <p>外部の専門家についてはすでに評価指針策定委員会委員 3 名に内諾を得るなど、外部の専門家とのネットワークを十分に生かした組織構成としています。</p>
<p>②特に、資金分配団体になり得る団体に関する十分な知見やネットワーク等を有すること、非資金的支援を必要に応じて外部の団体や専門家とも連携しつつ伴走型で提供できる能力を有すること、ICT等を積極的に活用すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 理事長は公益財団法人助成財団センターの評議員をしている。助成財団センターにはデータベースがあり、公開されており、全国の助成財団センター登録の助成財団にはアクセスが可能である。公益法人のデータはすべて公開されており、アクセスが

	<p>可能であることを承知している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 言い換えれば、「公正性」について疑われることがない形でのネットワーク、知見を有している。(出口正之の履歴書の【別紙】に詳しく記載があります。 □ 大阪 NPO センターの NPO アワードは、理事に弁護士、公認会計士、企業経営者がいたことから、当初より経営支援などの非資金的支援を賞金以外に提供するプログラムを有しています。 ● 初期には全国で説明会や研修を開催しますが、それを録画して ICT で全国に流します。→実施計画の 25. ③ 研修 (67 頁) をご参照ください。
<p>③また、案件組成・案件発掘能力を有すること及び科学技術分野の動向に知見を有することが認められることが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長の履歴書の【別紙】3-9. 案件組成や案件発掘についてをご覧ください。 ・学技術分野の動向に知見については、知の構造化関係で東京工業大学の橋本正洋教授、大阪の ICT の大家 中野秀男大阪大学名誉教授が評議員に就任。また、原文人は法学部出身にもかかわらずスタンフォードで工学修士を収めている。
<p>面接においては、指定を受けようとする団体(以下「指定申請団体」という。)が指定活用団体の使命に対する強い実行・実現意志を有していること等も確</p>	<p>どうぞご確認ください。</p>
<p>①民間公益活動促進業務の適正な実施のために、コンプライアンス施策の検討等を行う組織(外部の有識者等も参加するもの。)及びその下に実施等を担う部署を設置すること。</p>	<p>コンプライアンス規程を理事会決定している。</p> <p>同第3条でこの法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) コンプライアンス担当理事 (2) コンプライアンス委員会 (3) コンプライアンス統括部 <p>すでに池内を担当理事として選任している</p>

	<p>(第1回理事会議事録参照)。また、コンプライアンス委員会には外部の弁護士西島佳男（西島佳男法律事務所）を予定している。同7条で第7条 総務部をコンプライアンス統括部とする。としており、スタートの段階から完璧を目指している。（→コンプライアンス規程をご参照願います）</p>
<p>③資金分配団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう監督するために必要な専門部署を設置すること。</p>	<p>第2ステージから、「助成先監督室」を設置します。（業務実施計画の組織図 32 頁をご参照ください）また、業務実施計画 18. 「③ 資金分配団体に対する監督等」もご参照ください（54 頁）</p>
<p>④民間公益活動促進業務に係る理事、監事及び評議員に対する報酬等については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、指定活用団体の経理の状況その他の事情を考慮して不当な水準とならないような支給の基準を諸規程等に定めること。</p>	<p>預金保険機構の給与表を基礎としていますが、地域手当の大幅減、理事長、理事の特別調整額を同機構より大幅に下げています。結果、理事長の年収は同機構の理事長より、数百万円下回ります。業務実施計画の人件費積算の考え方 39 頁参照。</p>
<p>③職員が特定の団体の出身者に偏らないこと。</p>	<p>当初は文化的な結束が必要であることから、事務総長の他、学校法人関西大学、大阪 NPO センターからなる職員であるが、直後から「内閣総理大臣の指名という権威」により、設立準備委員会関係先をはじめとして広く公募する。業務実施計画の 9. の「内閣総理大臣の指名という権威」10. の「組織運営の基本的考え方」特に（3）人の集合である文化面の重視をご参照。</p>
<p>③民間公益活動促進業務以外の業務を実施することにより、民間公益活動促進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p>	<p>純粋に指定団体となることを考えて他の業務を行う予定はありません。</p>